

藤井寺市審議会等の会議の傍聴に関する遵守事項（標準指針）

1. 趣旨

この遵守事項は、藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針に基づく傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴者受付簿に記入しなければならない。

3. 傍聴することができない者

次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を所持している者
- (5) ペットを同伴している者。ただし、介助犬等については、この限りではない。
- (6) 児童又は乳幼児。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持している者

4. 傍聴者の遵守すべき事項

傍聴者は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌・高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により審議会等の長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) ラジオ、拡声器、携帯電話等の無線通信機を使用しないこと。

(6) 飲食又は喫煙をしないこと。

(7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

5. 写真撮影、録画・録音等の禁止

傍聴者は、傍聴席において、写真撮影、録画・録音等をしてはならない。ただし、特に審議会等の長の許可を得た場合は、この限りではない。

6. 職員の指示

傍聴者は、担当職員の指示に従わなければならない。

7. 違反に対する措置

傍聴者がこの遵守事項に違反するときは、審議会等の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

8. 施行期日

この遵守事項は、平成22年7月1日から施行する。